

町民各位

錦町長 森 本 完 一
(公印省略)

令和7年度軽自動車税（種別割）の減免について

軽自動車税（種別割）は、下記に該当する場合に全額減免できる制度がありますが、毎年申請が必要となります。申請される際は、申請期限までに錦町役場税務課までお越してください。

なお、減免の内容によって申請に必要なものが異なりますので、下記「申請に必要なもの」をご確認のうえ、お間違えのないようご持参ください。

○申請期限 令和7年6月2日（月）まで（期限厳守）

【減免対象者：身体障がい者等】

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者または戦傷病者の通学・通院・通所・生業若しくは日常生活のために使用される車両について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）が減免となります。

（注）普通自動車等の自動車税（種別割）が減免されている場合、軽自動車税（種別割）は減免されません。

○軽自動車の所有者・運転者・対象となる障がいの程度について

〔身体障がい者〕（※18歳以上の方は家族所有の軽自動車は減免対象外）

自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障がいの程度
障がい者本人	本人	裏面「別表1」の等級に該当
または障がい者本人（18歳未満）と生計を一にする方	生計を一にする方	裏面「別表2」の等級に該当
障がい者本人	常時介護する方	

〔知的障がい者〕

自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障がいの程度
障がい者本人	本人	重度の知的障がい者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合
または障がい者本人と生計を一にする方	生計を一にする方	
障がい者本人	常時介護する方	

〔精神障がい者〕

自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障がいの程度
障がい者本人	本人	精神障がい者保健福祉手帳に「1級」判定の表示がある人
または障がい者本人と生計を一にする方	生計を一にする方	
障がい者本人	常時介護する方	

○申請に必要なもの

- ・納税通知書兼納付書（支払わずにお持ちください。）
- ・納税義務者（納付書に記載がある方）のマイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバー通知カード
- ・運転免許証（軽自動車の所有者以外の方が運転される場合は、その方の運転免許証）
- ・身体障がい者（戦傷病者）手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳
- ・自動車車検証、又は軽自動車届出済証

※「公益減免」及び「構造減免」につきましては、税務課（38-1114）までお問い合わせください。

「別表 1」 本人が運転する場合（○が減免に該当）

障害の区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
咽頭摘出による音声機能障害				○			
上肢機能障害		○	○※				
下肢機能障害		○	○	○	○	○	○
体幹機能障害		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○※				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○			
腎臓機能障害		○		○			
呼吸器機能障害		○		○			
膀胱または直腸の機能障害		○		○			
小腸の機能障害		○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝機能障害		○	○	○			

※該当しない場合がありますので、詳しくは税務課まで問い合わせください。

「別表 2」 生計を一にする方、常時介護する方が運転する場合（○が減免）

障害の区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
咽頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害		○	○※				
下肢機能障害		○	○※	○※			
体幹機能障害		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○※				
	移動機能	○	○	○※			
心臓機能障害		○		○			
腎臓機能障害		○		○			
呼吸器機能障害		○		○			
膀胱または直腸の機能障害		○		○			
小腸の機能障害		○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝機能障害		○	○	○			

※該当しない場合がありますので、詳しくは税務課まで問い合わせください。